

## 大島町リユース促進事業要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は大島町内で発生するごみの減量化を促進するため不要品を廃棄する前に有効活用できる場を設けるため大島町リユース促進事業（以下「本事業」という）について、必要事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) リユース 不要となった物を廃棄せず繰り返し使用することをいう。
- (2) 対象者 本事業の趣旨に鑑み物品を提供及び受領ができる対象者は、大島町に在住・在勤する成人に限る。
- (3) 不要品 所有者にとって役割を終えた物のうち、まだ使用可能な物品のことをいう。
- (4) 提供者 現に不要品の所有権を有し、他者へ無償で供する意思がある者をいう。
- (5) 希望者 提供者が供する不要品の再使用を希望する者をいう。
- (6) 物品登録カード 提供者が物品提供を行う際、事前に物品情報その他を記載し町へ提出する用紙をいう。
- (7) 物品交渉カード 希望者が物品の提供を希望する際、希望する物品情報その他を記載し町へ提出する用紙をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は本事業以外による不要品の取引を妨げるものではない。

### (物品の登録及び対象外の要件)

第4条 本事業において登録することができる物品は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 一般家庭において不要となった物品のうち、正常な使用が可能であること又は、修理をして使用が可能になるもの。
- (2) 金品等の返礼や対価を一切期待することなく、他者へ無償で供する意思があること。
- (3) 自動車や自動二輪車等の名義変更や登録が必要なものは、提供者と希望者で交渉し、適正に実施することができるもの。
- (4) 以下のものは対象外とする。

飲食物、生き物・植物、チケット・金券類、不動産、仏壇等の宗教上のもの、薬品や危険物等の取扱いに法令の定めがあるもの、人体に危険を及ぼす恐れがあるもの、盗品その他公序良俗に反するもの、その他町が不相当と判断したもの。

(物品の登録、希望者との交渉)

第5条 登録及び交渉は、次の各号に従って行うものとする。

- (1) 提供者は、物品登録カードの記入、物品の写真データの提出及び本人確認が可能な書類の提示をしなければならない。
- (2) 町は、物品登録カードを受付後、当該情報を審査し、問題がなければ遅滞なくホームページに掲載する。
- (3) 希望者は、物品交渉カードにより希望者情報を登録し町に対して引取りを希望する旨の意思表示を行う。
- (4) 町が希望者に提供者の情報を提供した後、提供者と希望者は以降の交渉について、現物確認・搬送方法相談・引渡し等は相互に誠意をもって行う。
- (5) 交渉が終了した場合、提供者は町に交渉結果の報告をしなければならない。
- (6) 町は交渉終了の連絡を受けた場合、ホームページ上の当該情報を速やかに削除しなければならない。

(物品の登録抹消)

第6条 町長は次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消する。

- (1) 提供者と希望者の間で物品の授受が終了し提供者から町へ報告があったとき。
- (2) 物品登録カードの記載情報に虚偽があったとき。
- (3) 物品の登録から3カ月が経過したとき。
- (4) 対象外物品であることが判明したとき。
- (5) その他町が必要と認めるとき。

(個人情報の取扱い)

第7条 本事業参加者及び町における個人情報の取扱いについては、次の各号に留意の上適正に取り扱うものとする。

- (1) 個人情報を他に漏らし又は自己の利益若しくは本事業の目的以外のために取得、収集、作成及び利用をしない。
- (2) 提供者又は希望者は、本事業から取得した個人情報を相手の承諾なくして複写、複製又は第三者への提供をしてはならない。
- (3) 提供者又は希望者は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに破棄、又は消去をする。
- (4) 個人情報について、漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は町長に速やかに報告し、その指示に従う。

(注意事項)

第8条 本事業の注意事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 町は物品の情報提供を行うが、物品及び交渉に関して生じる責任は一切負わないものとする。物品の引渡し等については、相互に誠意をもって対応し提供者と希望者間の責任において行う。
- (2) 物品（引渡し後も含む）に関する故障、破損、苦情等の問題が発生した場合は、当事者間で解決するものとし町は一切関与しない。
- (3) 提供者は、希望者に対して処分方法及び処分時の費用概算を交渉において説明する義務を有するものとする。特に、家電リサイクル法の定めがあるエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機（家電4品目）を提供する場合には適切に行う。
- (4) 提供者と希望者は、謝礼を含め金品の要求及び供与は行わない。

(雑則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は令和5年10月2日から適用する。